

助成制度のご案内

充電設備導入促進事業（事務所・工場等）

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて、充電設備の導入を支援します。



事業期間	令和元年度から令和4年度（年度ごとに受付期間を設けます。）
概要	東京都の事務所・工場等において、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。

●お問合せ先・
申請書提出先



クール・ネット東京

公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター
クール・ネット東京 都市エネ促進チーム

〒163-0810 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル10階

TEL 03-5990-5159 FAX 03-6279-4697

URL <https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/office-evcharge/index.html>

受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始除く。） 9:00～17:00（12:00～13:00を除く。）



内 容

助成対象者

- ① 東京都内の事務所・工場等の所有者または使用権限を有する者
- ② ①の許諾を得たリース事業者等

助成対象 機器・要件

- ① 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。
- ② 事務所・工場等の社有車、従業員が通勤に使う車、来客の車に充電するための設備であること。(バス、トラック等への充電も対象)
- ③ 経済産業省の「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」及び「クリーンエネルギー自動車導入事業費補 (V2H充放電設備)」で補助金交付対象として承認された設備であること。
- ④ 新品であること。

助成対象 経費・助成額

	急速充電設備	普通充電設備、V2H等
設備購入費	全額(税抜き)※ 機種に応じた上限あり	半額(税抜き) 機種に応じた上限あり
設置工事費	上限: 309万円※	上限: 81万円※

※国の補助金を併用する場合は、その分を差し引く

申請について

- ① 国の補助金を併用する場合
工事が完了し、国の額確定通知を受領してから、交付申請を提出
(工事・支払完了から1年以内)
- ② 国の補助金を併用しない場合
工事開始前に交付申請を提出